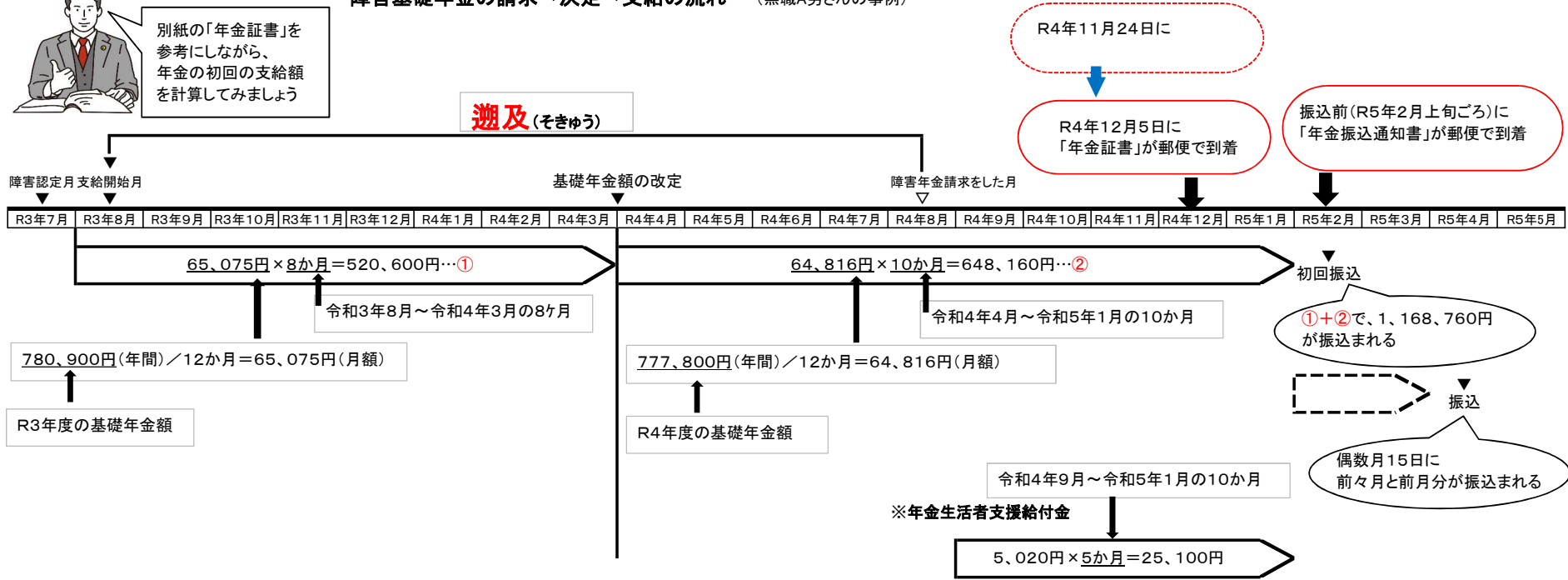




別紙の「年金証書」を参考にしながら、年金の初回の支給額を計算してみましょう

障害基礎年金の請求→決定→支給の流れ (無職Aさんの事例)



R4年11月24日に

R4年12月5日に「年金証書」が郵便で到着

振込前(R5年2月上旬ごろ)に「年金振込通知書」が郵便で到着

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。(令和4年9月から月額5020円、支給)
 詳細は <https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/> を参考にしてください。
 生活支援給付金は、障害年金とは別に計算され、支給されます。支給時期も、障害年金とは別になる場合があります。

作成: 京阪障害年金サポートデスク